

就労継続支援B型事業所利用者生活安定給付金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工賃が減少している就労継続支援B型事業所利用者の生活の安定を図るため、利用者に支援金を支払う就労継続支援B型事業所を運営する法人に対し、予算の範囲内において、給付金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「就労継続支援B型事業所」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）」第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型事業を実施する静岡県内に所在する事業所（以下「事業所」という。）をいう。
- (2) この要綱において、「工賃」とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業所が利用者に支払うすべてのものをいう。
- (3) この要綱において、「令和元年度平均工賃月額」とは、工賃支払開始月から令和2年3月までに事業所が当該利用者に支払った工賃の総額を、利用月数で除した金額をいう。
- (4) この要綱において、「利用者」とは、事業所の利用者をいう。
- (5) この要綱において、「給付金」とは、県が利用者に支援金を支払う法人に対して交付するものをいう。
- (6) この要綱において、「支援金」とは、法人が交付を受けた給付金を利用者一人ずつに支払うものをいう。
- (7) この要綱において、「給付金交付対象者」とは、利用者一人ずつに支援金を支払う事務を実施する事業所を運営する法人をいう。

第3 交付対象者等

給付金交付対象者、給付金の額、給付対象月、給付補助率、支援金支給対象者、支援金基準額及び支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 給付金申請内訳書（様式第2号）
 - ウ 交付要件確認申立書（法人用）（様式第3号）
 - エ 交付要件確認申立書（事業所用）（様式3-2号）
 - オ 資金状況調（様式第8号）
 - カ その他参考となる資料
- (2) 申請期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 支援金の額の変更をしようとする場合
 - イ 支援金の支払を中止しようとする場合
- (2) 支援金の支払の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 利用者への工賃の支払に「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（令和2年3月2日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」において示されている、工賃変動積立金の取崩し及び自立支援給付費の充当ができないこと又は取崩し及び充当をしてもなお支援金基準額を支給することができないこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第4号）
 - イ 給付金申請変更内訳書（様式第2号）
 - ウ その他参考となる資料
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第5号）
 - イ 給付金支払明細一覧表（様式第6号）
 - ウ その他参考となる資料
- (2) 提出期限
支援金の支払完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のイにより支援金の支払の中止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は令和3年4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限
給付金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払

- (1) 提出書類 1部
 - ア 概算払請求書（様式第7号）
 - イ 資金状況調（様式第8号）

第10 証拠書類の保管

- (1) 給付金交付対象者は、支援金の支払の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 給付金交付対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金の支払完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の給付金に適用する。

別表(第3関係)

<県から法人に交付する給付金>

区分	内容
給付金交付対象者	以下のいずれにも該当する者 (1) 現に事業所として静岡県、静岡市又は浜松市から就労継続支援B型の障害福祉サービス提供について指定を受けていること (2) 交付申請日時時点で事業所を運営しており、休止又は廃止の見込がないこと (3) 利用者への工賃の支払に、工賃変動積立金の取崩し及び自立支援給付費の充当ができないこと又は取崩し及び充当をしてもなお支援金基準額を支給することができないこと
給付金の額	給付金交付対象者の運営する事業所の支援金の額を合計した額
給付対象月	令和2年4月から令和2年6月まで
給付補助率	10/10

<法人から利用者に支払う支援金>

区分	内容
支援金支給対象者	前年同月と比較して工賃が減少した利用者 (前年同月の工賃支払がない場合(以下、「例外」という。)は、令和元年度平均工賃月額と比較する。)
支援金基準額	原則：前年同月の当該利用者工賃又は16,285円のいずれか低い額 例外：令和元年度平均工賃月額又は16,285円のいずれか低い額
支援金の額	月毎の額の3か月合計額 (月毎の額) 支援金基準額－給付対象月の工賃支払額※ 但し、0円以下の場合は0円とする

※工賃変動積立金の取崩し及び自立支援給付費の充当を使用している額を含めること。